平成２８年（フ）第１８９８号
福岡県太宰府市朱雀２丁目17番５号
債務者　中野　祐二
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　正文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２８号
福岡県糟屋郡篠栗町大字高田499番地１　ベンタナヒルズ篠栗16号館502号室　光志興産（有）方、住民票上の住所福岡県嘉麻市牛隈1431番地１
債務者　池田登美子（旧姓柳）
1　決定年月日時　平成29年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐田　洋平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月15日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２号
秋田県にかほ市平沢字前谷地107番地５
債務者　宝池加奈子
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原美佐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２８年（フ）第６２３号
広島市西区南観音８丁目５番14―105号
債務者　三木　竜一
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　好永　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月12日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８１２号
広島市安佐南区長楽寺１丁目30番３―102号　パルテールⅢ
債務者　庄司　勝則（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸田　慶吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８３６号
広島市中区南吉島２丁目３番28―405号
債務者　小山田　修
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　雄大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９号
広島市安芸区畑賀町3251番地
債務者　西谷　英治
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　知彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０号
広島市安芸区畑賀町3756番地５
債務者　西谷　英夫
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　知彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３５号
福岡市博多区吉塚２丁目18番16―103号、前住所福岡市博多区浦田１丁目５番39―17号
債務者　須崎　　洸
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　児山　桂子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月16日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５９号
福岡県糟屋郡宇美町桜原１丁目28番10号、前住所福岡市博多区榎田２丁目３番１号
債務者　平田　直幸
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　児山　桂子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６５号
秋田県鹿角市花輪字用野目43番地８、前住所東京都国立市富士見台１丁目24番地の７Ｐａｒｋｖｉｅｗ102借入時の住所、東京都国立市富士見台１丁目52番地の20
債務者　工藤　　淳
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　緑川　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２９年（フ）第４号
福島県郡山市麓山２丁目13番１号
債務者　髙畑　　伸
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　隆亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第３９号
滋賀県栗東市川辺１番地12
債務者　田原　雄二
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富塚　浩之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４６号
大津市千野１丁目７番25号
債務者　上田　正徳
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山極　良太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月９日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６０８号
大阪市東住吉区田辺３丁目３番11号、前住所大阪市東住吉区田辺１丁目14番27号
債務者　村上　眞理
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷村　佳郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６８０号
大阪市住吉区庭井２丁目７番８号　アークヨサミ　205号、前住所大阪市東住吉区公園南矢田３丁目19番20号　メゾンドリーノ　202号
債務者　前田　翔馬
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷岡　俊英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８０号
兵庫県淡路市育波558番地２　北淡荘、従前の住所神戸市長田区長田天神町５丁目２番８号
債務者　海本浩こと　**呉**　　在浩
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬合　孝一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部